

新バーコード表示推進ワーキング チームにおける検討状況

平成25年6月27日
厚生労働省

新バーコード表示推進WT (日薬連と卸連)

1. 主な検討事項

- 新バーコード表示を推進するための取組

2. 開催状況

第1回…平成24年8月31日

第2回…平成25年5月29日

平成24年6月29日付け医政経発第0629第1号、薬食安発0629第1号厚生労働省医政局経済課長、同医薬食品局安全対策課長通知「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の一部改正について」を受けて、情報化進捗状況調査※の調査項目を見直す必要が生じたのでその検討を行い、調査結果を公表。

販売包装単位及び元梱包装単位のうち、任意表示とされているデータ(「有効期限」及び「ロット番号」等)の新バーコード表示については、当該調査結果を踏まえ、今後の取組を検討する。

※情報化進捗状況調査

メーカーの新バーコードの表示状況、卸売業者の新バーコードの利用状況を把握するために、厚生労働省が平成20年度から毎年実施する9月末時点の進捗状況調査。

3. 今後の取組

- ・任意表示とされているデータの新バーコード表示の実施については、卸連から、JANコードの表示が廃止される平成27年7月までには、品目ベースで約50%の表示率になるよう、提案がなされている。
- ・日薬連としては、卸連からの要望を流通問題連絡会等の会議の場を通じて傘下企業に伝達し、製薬企業各社の実情に応じた今後の表示の実施に向けた計画策定等の対応を促す。
- ・上記事項を踏まえ、今後も継続的に情報化進捗状況調査を実施し、WTにおいて、その調査結果に基づく評価を行う。

医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項【改正後】

(平成24年6月29日 厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局安全対策課長通知)

(下線部分が改正点)

バーコード表示の適用範囲と情報項目

医療用医薬品の種類	調剤包装単位			販売包装単位			元梱包装単位			
	商品コード	有効期限	製造番号 又は 製造記号	商品コード	有効期限	製造番号 又は 製造記号	商品コード	有効期限	製造番号 又は 製造記号	数量
特定生物由来製品	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
生物由来製品	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
内用薬	◎*	○	○	◎	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>
注射薬	◎	○	○	◎	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>
外用薬	◎*	○	○	◎	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>	<u>○*</u>

「◎」：必ず表示するもの(必須表示)。平成20年9月以降に製造販売業者から出荷されるものに表示。

「◎*」:必ず表示するもの(必須表示)。平成27年7月以降に製造販売業者から出荷されるものに表示。

「○」：必ずしも表示しなくて差し支えないもの(任意表示)。

「○*」:必ずしも表示しなくて差し支えないもの(任意表示)であるが、新バーコード表示が可能な製造販売業者から表示の実施を順次進める。